

日本語予備教育を行う留学生別科等の基準に関する主な論点（案）

1. 基準の対象となる日本語予備教育等の範囲について

- 留学生に対し日本語予備教育等を行う課程・科目等のうち、新たな基準の対象とすべき範囲はどこまでとすべきか。
 - － 別科
 - － 非正規生（科目等履修生）を対象とする課程 等
- 基準の対象となる「日本語予備教育等」の範囲はどこまでとすべきか。
 - － 正規課程の前段階として行われる日本語教育
 - － 正規課程の学修と並行して行われる日本語教育
 - － 正規課程の前段階として行われる日本語教育以外の教育 等

2. 基準の内容について

- 新たな基準の構成要素としてどのような事項を盛り込むべきか。
 - － 法務省告示を受けた日本語教育機関の告示基準に掲げられた構成要素
 - － それ以外の構成要素
- 新たな基準に盛り込む各構成要素について、各大学に具体的な水準として何を求めるか。
 - － 日本語教育機関の告示基準に定められた水準と同一
 - － 留学生別科等の趣旨等を踏まえ、日本語教育機関の告示基準に定められたものとは異なる水準 等

3. 新たな基準の運用の在り方について

- 基準の適合性の確認の時期・頻度はどのようにすべきか。
 - － 設置時（留学生を受け入れようとする時）に確認
 - － 設置後、数年毎に適合性を確認
- 適合性の基準への不適合の効果（抹消等）をどうすべきか。